当院は、基本方針である「患者中心医療」の下、良質で安全な医療を提供するため、患者さんの基本的な権利を明確にするとともに患者さんに守っていただく責務を定め、**「患者の皆様の権利と責務」**を制定しています。

患者の皆様の権利

■知る権利

●皆様の病気について、理解できるまで説明を受けることが出来ます。
（病名・症状・検査治療の内容・危険性・回復の可能性・薬の効用・副作用等）
●治療に要する費用（または要した費用）、その明細について説明を受けることが出来ます。

■自己決定の権利

●十分な情報と医療従事者の助言、協力を得た上での自己の意思により、検査・治療・その他の医療行為に同意し選択、または拒否することができます。
（拒否した場合においても不利益を被ることはなく、同様な医療を受けることができます）

■プライバシーが保護される権利

●患者の皆様の医療上の個人情報は厳正に保護されます。

■診療録開示の権利

●ご自分の診療録の開示をお求めになることが出来ます。

患者の皆様の責務

■情報を提供する責務

●良質な医療実践のため、自分自身の健康に関する情報を正確にご提供ください。

■ルールを守る責務

●安全でやさしい療養環境を維持するために、医療に関する法律や病院で決めた約束事をお守りください。
●他の患者さんの入院生活や病院職員の医療提供に支障を与えないようにご配慮ください。

■支払いの責務

●医療費をお支払いください。

■参加と共同の責務

●これらの権利を守り発展させるために、皆様には医療従事者と力を合わせて医療に参加ご協力いただくことが望まれます。皆様の積極的なご協力をお願い致します。